

日高川町木材利用方針

第1 主旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県木材利用方針（平成24年2月6日付け林第583号和歌山県知事通知）に即して策定するものであり、町内の公共建築物等における木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、公共建築物以外での木材の利用の促進に関する必要事項等を定めるものとする。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

本町において木材の利用を促進すべき公共建築物は、以下に掲げる建築物とし、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化を進める。

(1) 町等で整備する公共施設

広く町民の利用に供される学校施設、老人ホーム及び保育所等の社会福祉施設、病院及び診療所、体育館等の運動施設、公民館等の社会教育施設、公園施設、観光施設、公営住宅、庁舎等

(2) 町等以外で、民間事業者が整備する（1）に準ずる建築物

(3) 公共工事で設置する施設

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 町が整備する公共建築物の整備に当たっては、可能な限り和歌山県内の森林から産出され、及び加工された木材（以下「紀州材」という。）を使用することとし、合法性が証明されたものを使用するものとする。

(2) 町は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、紀州材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化の推進

(1) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注）の公共建築物においては、原則として木造化を図るものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

(2) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコス

ト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

- (3) 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り紀州材の使用について配慮するものとする。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、直接又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

3 木質家具等の導入の推進

町は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先導入に努めるものとする。

4 木質バイオマスの利用の推進

町は、その整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、その導入コスト、燃料コスト、維持管理コスト、燃料の供給体制等について考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第4 公共建築物以外での木材の利用の促進

1 住宅や民間事業所等における木材の利用の促進

住宅や民間事業所等に紀州材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・県経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における紀州材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における木材の利用の推進

町は、公共施設の工作物等での紀州材の利用を推進するとともに、周辺環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材製品の利用に努めるものとする。

第5 木材の利用の促進に関するその他必要事項

1 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

町は、公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努め、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を十分考慮し、紀州材の利用に努めるものとする。

2 木材利用の推進体制

- (1) 町は、木材の利用を通じた新たなまちづくりの観点から庁内において、紀州材を中心とする木材の公共建築物等への利用を促進するための検討を行うものとする。
- (2) 町は、素材生産業者から製材加工に至全ての素材業に携わる者と連携し木造化・

木質化を推進する意義や有用性について、広く普及啓発に努め、住宅や民間事業所等における紀州材の利用を促進するものとする。

(注) 低層

この方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築物であって、建築基準法等において耐火性能を求められないものをいう。

付則

この方針は、平成24年7月26日から適用する。